(様式３)

共　同　企　業　体　協　定　書

(目的)

第1条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

　（1）　豊見城市発注に係る「豊見城市窓口等業務委託」(当該事業内容の変更に伴う業務を含む。以下、「業務委託」という。)の受託

　（2）　前号に附帯する事業。

(名称)

第2条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体(以下、「共同企業体」という。)と称する。

(事業所の所在地)

第3条　共同企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条　共同企業体は、本協定成立の日から、業務委託の委託契約の履行完了後3ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2　　業務委託を受託することができなかったときは、共同企業体は、前項の規定にかかわらず、業務委託に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条　共同企業体の構成員は次のとおりとする。

　　　　　　住　所

　　　　　　　称号または名称

　　　　　　　代表者

　　　　　　住　所

　　　　　　　称号または名称

　　　　　　　代表者

【以下構成員を列記】

(代表者の名称)

第6条　共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表とする。

(代表者の権限)

第7条　共同企業体の代表者は、業務委託の履行に関し、共同企業体を代表して、権限を有するものとする。

　（1）　発注者と折衝する権限

　（2）　代表者の名義を持って見積り、プロポ－ザルへの提案、契約の締結及び委託代金の請求並びに受領に関する権限。

　（3）　委託代金の受領に関する副代理人の選任についての権限。

　（4）　当共同企業体に属する財産を管理する権限。

　（5）　その他、本業務に関して必要となる一切の事項を執行する権限。

（運営委員会）

第8条　当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の遂行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第9条　各構成員は、委託業務の履行に伴い共同企業体が負担する債務に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第10条 当共同企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第11条　構成員は、その分配業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第12条　委託業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第13条　構成員がその分担作業に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2　　構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3　　前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4　　前3項の規程は、いかなる意味においても第9条に規定する共同企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第14条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（受託中における構成員の脱退）

第15条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が本業務を完了するまでは脱退することができない。

2　　構成員のうち受託途中において前項の規定により脱退したものがある場合は、発注者の指示に従い本業務を完成する。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第16条　構成員のうちいずれかが業務途中においては破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2　前項の場合においては、第13条第2項及び第3項の規定を準用する。

（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第17条　共同企業体が解散した後においても、委託業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第18条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　　　　　　　　、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　企業共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印